

6. 永住者査証（退職者、年金受給者の場合）

ステップ1：申請書類を揃える

<必要提出書類>

1. パスポート（原本ならびに写真のページのコピー1部）
2. 申請用紙 [こちら](#)からダウンロードしてください。
3. 写真1枚（縦4cm×横3cm、背景白、額と耳が出ていること、メガネなし）
4. 経済証明

A または B いずれかの書類をご提出ください。

- A. 書類：取引明細書（銀行もしくは証券会社発行のもの）または通帳、退職したことを証明する書類、
上記書類の翻訳（書類が日本語の場合）

条件：直近12ヶ月にわたり各月の平均残高が2,464,400ペソ以上であること ※申請日の日本円のレートで換算

- B. 書類：年金を受給していることを証明する書類、その翻訳（書類が日本語の場合）

条件：申請日より直近6ヶ月にわたり、毎月61,610ペソ以上の年金を受給していること

※申請日の日本円のレートで換算

5. 在留カード（日本国籍以外の方。原本ならびに写しを提出。）

6. 手数料

当館ウェブサイトスペイン語ページ SECCIÓN CONSULAR→TARIFAS CONSULARES→表内 VISA A PASAPORTES EXTRANJEROS よりご確認ください。なお、日本国籍の方は無料です。

【書類作成上の留意事項】

- ・すべての書類は原本ならびにコピーをご用意ください。
- ・書類が日本語の場合には必ず**スペイン語訳もしくは英語訳**を添付してください。
- ・署名以外、手書きの書類は認められません。
- ・紙の通帳がない銀行口座をご利用の場合には、銀行印が押されている取引明細書（入出金が記載されているもの）をご提出ください。通帳に記載がない月がある場合も同様です。
- ・担当官の判断により追加書類の提出を求める場合があります。

ステップ2：査証申請予約、査証申請

査証申請予約はオンラインでのみ受け付けております。[予約サイト MEXITEL](#)にて予約をおとりください。

予約した日時に上記書類を持参し当館へいらしてください。

ステップ3：在留カード取得

永住者査証の有効期限は **180 日**です。**メキシコ入国後 30 日以内**に居住する地域の入国管理局（INM）にて永住資格の**在留カード**に切り替える手続きを行ってください。こちらの手続きは出入国管理庁で行っています。手続きに関しては、各州の出入国管理庁に直接お問い合わせ下さい。

出入国管理庁ウェブサイト <https://www.gob.mx/inm>